



“生徒による生徒のための”頭髪規定

臨時生徒総会(9月29日)における生徒会からの提案を受けて、頭髪規定の見直しを進めています。 ゴールは完璧な頭髪規定の完成ではなく、生徒が「自ら判断する力」を育むこと、「その結果には責任が伴う」ことを学ぶ機会になると考えています。“生徒による生徒のための”頭髪規定であるためにはどうすればよいか、生徒・保護者・教職員が一緒に知恵を絞りましょう。

アンケート結果等を踏まえた現時点での「改定案」を以下に示します。

◎新しい頭髪規定（案）

大原則 → (削除)

基本方針

- (1) 入学試験や面接で通用する頭髪を、普段から心がける。
- (2) 自他の学習、運動、健康・安全をさまたげない髪型にする。
- (3) 不快な印象を与えない清潔感のある身だしなみにつとめる。

具体例

- ・ ヘルメットを正しく着用できる髪型にする。
- ・ 装飾のためのパーマや染色・脱色、特異な髪型はつつしむ。

2 頭髪規定

大原則 髮型は社会で広く認められているものとする。

基本方針

- (1) 入社試験や入学試験に自信を持ってそのまま参加できるものとする。
- (2) 学習や運動をするときに、邪魔にならないものとする。
- (3) 目の健康のため、前髪や横髪が目にかかるないようにする。

具体例

- (1) 整髪料をつけたり、髪の色をぬいたり染めたりしてはいけない。(黒染め可)
- (2) 特異な髪型にはしない。(段差や左右非対称など)
- (3) 前髪：目にかかるないようにする。
- (4) その他：肩にかかる程度に切る。
肩にかかる場合は横または後ろでくくっておく。
(耳より下でくくる。ゴムは黒・紺・茶)
髪をとめるピンは、耳の後ろで止める。(前ピンは不可)

⑩ 現行規定(生徒手帳 p18)

現在の規定(右)より文字数が約50%減り、全体としてすっきりした印象を受けるのではないかでしょうか。この改定案で特に大切にしたい考え方は、次の2点です。

◎大切にしたい考え方

- ① (学校で禁止されているから従うのではなく) 中学生である自分にふさわしい髪型を「自らの責任」で「適切に判断」できるように、家庭と学校が協力して生徒の成長を支えたい。
・普段から心がける、つとめる、つつしむ(※主語は「生徒自身」、同時に責任も本人にある。)
- ② 自分のため(おしゃれ)だけでなく、他者への配慮(身だしなみ)の視点を新たに加えたい。
・自他の(=自分と他者の)、不快な印象を与えない清潔感のある身だしなみ等
【身だしなみ】…人に不快な感じを与えないように、服装・容姿・言動などをととのえること。
※「おしゃれ」は自分のため、「身だしなみ」は相手への敬意。

今後は以下のよう手順を踏みながら、正式運用を目指しますので、ご協力をお願いします。

◎今後の予定(正式運用まで)

- (1) R7 2学期……PTA、学校運営協議会、教育委員会から改定案について意見をいただく。
- (2) // 3学期……改定案の「試行期間」とし、問題点があれば更に検討する。
- (3) R8 4月～……新しい頭髪規定を正式に運用する。

⑩裏面の「改定案に関するQ&A(補足)」もご覧ください。ホーム&スクール上で、改訂頭髪規定(案)に関するアンケートを実施します。ぜひ、お子様と一緒にご回答ください。

●補足● 改訂「頭髪規定」案に関するQ & A

Q1 どうして「大原則」を削除したのですか。

A 現行規定にある大原則「社会で広く認められている（髪型）」は社会の変化を受けやすく流動的です。基本方針(1)の内容とも重なるので、大原則を削除しました。

Q2 現行規定では「（入試に）そのまま参加できる」こととなっていましたが、その時だけ整えればよいのではないのでしょうか。

A そのような意見もありますが、入試や面接は中学校3年間の集大成であり、特に面接では普段の生活態度や考え方が自然に表れます。学年段階に応じて、自分の進路を意識した学校生活を送ることは大切と考え、改定案では「普段から心がける」こととしました。

Q3 「自他の学習、運動、健康・安全をさまなげない」とはどういうことですか。

A 「自他の」というのは、自分さえ良ければいいという考え方ではなく、周りの人にも配慮できる（相手の立場で考える）ということです。例えば、（周りの人の）気が散るような整髪料等のにおいや装飾品、（後ろの席の人が）黒板が見えにくいような髪型等は、他者の学習、運動、健康・安全をさまたげる（邪魔する）ことになってしまいます。

Q4 「ヘルメットを正しく着用できる髪型」とはどういうことですか。

A 反対に「正しく着用できない髪型」について考えてみましょう。例えば、高い位置で髪をくることによりヘルメットを正しく着用できない場合等が考えられます。これは、基本方針(2)にある「安全」をさまたげることになり危険です。

Q5 「パーマや染色・脱色」はどうしてよくないのですか。

A 高校等でも認められておらず、生徒・保護者アンケートでも中学生には望ましくないという意見が大多数でした。基本方針(2)とも関係しますが、自分の「健康（髪や頭皮）」に悪影響を及ぼすだけでなく、周りの人の「学習（集中力等）」への影響も否定できません。
くせ毛や白髪対策としての処置は「装飾のため」ではないため、この限りではありません。

Q6 頭髪規定を完全になくし、自己責任にすればよいのではないのでしょうか。

A アンケートでは「頭髪規定を完全になくしてほしい」という意見もありましたが、「ある程度の規定は必要」という意見が多数を占めました。社会に出てもルールがあることから、義務教育のうちにルールを守る心を養うことは重要と考え、頭髪規定の廃止ではなく「改訂」が望ましいと考えています。

Q7 「ツーブロック」はOKになったのですか。

A 改定案は、特定の髪型をひとくくりにして許可したり排除したりするものではありません。例えば、「ツーブロック」や「お団子」は全て禁止という考え方ではなく、どんな髪型にも頭髪規定（基本方針）に合うものもあれば合わないものもあります。
ここで注意が必要なのは、「入学試験や面接で通用する」かは高校側が判断することであり、現状では受験校によって基準が異なっている点です。教職員は、必要に応じて情報提供や助言を行いますが、最終的な判断と責任は生徒（家庭）に委ねられることになります。